

公益財団法人福島県国際交流協会

第5期運営基本計画

(平成28年度～平成32年度)

平成28年3月

第5期運営基本計画

I 策定の趣旨

福島県国際交流協会（以下「当協会」という。）は、昭和63年11月に、福島県、県内市町村及び民間企業からの出えんにより財団法人として設立され、それ以来、県民が行う国際交流の拠点として、その時々々の社会情勢の変化に応じた様々な事業を展開してきました。

平成6年3月には、当協会を取り巻く環境が福島空港の整備、外国出身又は外国籍の県民（以下「外国出身県民」という。）の増加等により急激に変化したことを受けて、中期的な運営の指針である「運営基本方針」を初めて策定しました。

その後見直しを重ね、平成23年3月には、地域の課題や県民のニーズ、今後の社会的課題を見据え、当協会の果たすべき使命を明確にしてその実現に向けた運営の基本的方向性を明らかにすることを目的とした「第4期運営基本計画」を策定しました。

しかしながら、平成23年3月11日に東日本大震災が発生し状況が急激に変化したことから、平成23年10月の公益財団法人への移行に合わせて計画の内容を見直し、「第4期運営基本計画(変更)」を策定しています。

「第4期運営基本計画」策定後の状況変化を見ていくと、技能実習生の制度拡大等の入国管理制度の変更がありました。その枠組みは大きく変わっていないことから、本県の在留外国人数は、東日本大震災による一時的な影響があったものの大きな変化はありません。

しかしながら、ベトナムからの技能実習生及びネパールからの留学生の増加という新たな状況が生まれており、また、在留外国人の滞在の長期化や定住化により、生活者としてライフステージに応じた様々な課題を抱えるようになっていきます。

東日本大震災の関連では、外国出身県民の多くは、東日本大震災が発生した際、日本語の避難指示や警報の意味が理解できなかつたり、地域住民とのコミュニケーションがとれず不安で不便な思いをしました。そのため言葉のわかる同国出身者間で連絡を取り合う必要性を痛感し、コミュニティ化が進み、最近では活動が活発化しています。コミュニティは、様々な情報交換やメンタル面でのサポートによりメンバーの日本への適応を促すとともに、地域行事での自国の文化の紹介等により地域社会との交流の架け橋になる等様々な役割を果たすようになってきています。

また、震災発生から5年が経過し、この間、海外からの視察や国際会議の開催、児童生徒等の海外招聘等が増加するなど、国際交流の分野で顕著な変化が見られました。視察については今後も増加が見込まれていますが、国際会議や海外招聘等の数は落ち着いてくるものと考えられます。

一方で、海外における原発事故に端を発する風評は根強いものがあります。本県の復興をさらに実のあるものにするためにも、その払拭が急務となっています。

経営面においては、低金利の影響により基本財産の運用益等の増収が見込めず、今後も厳しい収支が継続すると考えられます。このため、様々な工夫をすることにより、公益財団法人としてふさわしい内容の事業を行い、組織を運営することが強く求められています。

こうした状況の下、今後も、定款で定められた目的である「世界の人々との友好親善と相互理解」、「多文化を持つ県民がともに生きる活力ある地域及びより豊かな県民生活の実現」への寄与を達成するためには、中期的な視野に立ち目標を定め、それに向かって毎年着実に運営を進めることが不可欠であることから、「第5期運営基本計画」を策定するものとします。

なお、計画の策定に当たっては、福島県、県内市町村、市町村国際交流協会や日本語教室などの国際交流・協力団体、賛助会員（個人及び団体）、外国出身県民等を対象として、本県の国際化についての考え方、当協会に期待する役割などについてアンケート調査を行い、その回答を参考としています。

II 計画期間

平成28年4月から平成33年3月までの5年間とします。

III 福島県の国際化の状況

全国の在留外国人数は、法務省の「在留外国人統計」によると、平成20年末が2,144,682人でピークでしたが、リーマンショックとその後の不況の影響で減少しました。その後、平成24年を底に上昇に転じ、平成26年末には、2,121,831人まで回復しています。《別表1参照》

本県においても、全国と同様に平成20年末が12,863人と最も多かったのですが、リーマンショック、その後の東日本大震災と原発事故の影響等により、平成24年末に9,259人まで落ち込みました。その後上昇に転じ、平成26年末には10,249人まで回復しました。《別表2参照》

この増加の主な原因は、技能実習生や県内の大学・日本語学校への留学生の増加によるものであると考えられます。《別表3参照》

県人口に占める在留外国人の割合は、平成26年末現在で0.5%程度であり、全国平均の1.7%と比較して高くありませんが、県内のほとんどの市町村に居住しています。

国籍別では、平成10年末以降これまで、中国、フィリピン、韓国・朝鮮で全体の7～8割を占めています。ここ数年は、ベトナムが技能実習生を中心に、ネパールが留学生を中心に急増しています。ブラジルは、平成9年末の1,725人をピークに年々減少し、平成26年末は195人でした。タイ及びアメリカは、平成15年末以降300人前後で推移しています。《別表4参照》

年齢別の在留外国人数では、20代、30代及び40代が多くなっています。男女比では、全体で男性35%に対し女性が65%であり、年齢層ごとに見ても女性の割合が多く、特に30代、40代が多くなっています。《別表5参照》

国際結婚については、平成13年に650組ありましたが、年々減少して平成23年以降は200組弱で推移しています。なお、平成13年から現在までの妻が外国籍の結婚の割合は、約9割となっています。《別表6参照》

東日本大震災と原発事故の発生以降、外国からの視察や国際会議が増加し、様々な国から多くの研究者や政府関係者等が本県を訪問しました。また、国内外の様々な団体が本県の青少年を対象に海外招聘事業を実施し、海外滞在を経験した子どもたちの数が増えました。しかしながら、これらに関わった県民は一部であり、県民の国際交流・国際理解への影響は限定的です。

IV 現状と課題

1 外国出身県民の生活及び意識

平成13年をピークとした国際結婚により、中国やフィリピンなどのアジア出身女性が県内各地に定住しています。その中には、それぞれのライフステージに応じて、子どもの教育・進路や配偶者の親の介護、遺産相続、葬式への対応、自分の健康や老後のことなどについて、不安を抱えている人がいます。これは、これらの日本社会のシステムや慣習について、その情報の多くが日本語で書かれており、日本語を理解できない外国出身県民は知識を得ることができないためです。外国出身県民は、日常生活に関わる様々な情報の多言語化を望む一方で、機会があればもっと日本語を学びたいとも考えています。また、言語の壁等により隣人や地域住民と交流することが少ないため、地域社会に受け入れられていないと感じている人も少なくありません。

確かに、社会福祉、介護、教育、医療等に関する各種行政サービスや、ごみの分別などの生活上のルール、その他様々な情報の多言語化は十分ではありません。各種行政サービスの確実な提供や災害時・緊急時の安全確保のためにも、行政機関を始め関係機関と連携・協働し、それぞれの役割分担によりさらなる多言語化に対応する必要があります。

最近の動きとしては、ベトナムからの技能実習生が増えてきており、研修先は、これまでの製造業に加え建設業や農業など様々な業種に広がっています。また、大学や日本語学校へのネパールからの留学生も増加してきています。このような外国出身県民の多様化を踏まえ、今後も関係機関と連携し対応していく必要があります。

また当協会では、日本語がわからない外国からの児童生徒が学校に新入学又は編入学するとき、早期に適応できるよう支援していますが、年間20件程度の事例が発生しています。外国からの新入学・編入学の時期を見込むことは難しいため、市町村での迅速な対応が困難な場合もあり、関係機関がさらに連携して取り組む必要があります。

外国出身県民の多くは、東日本大震災時に、母語が通じる同国出身者間で連絡を取り合うためのコミュニティの必要性を痛感しました。それがきっかけでコミュニティの形成が促進され、現在は県内各地に様々な形態のコミュニティが存在しています。これらのコミュニティは、しっかりと組織化されたものもありますが、ゆるいつながりでメンバー等が変化しているものも多くあります。また、当協会が把

握していない様々なコミュニティが存在している可能性があります。

こうしたコミュニティは、母語で情報交換ができる場であり、同じように異文化の中に暮らす仲間として悩みを共有し相談できる場でもあることから、同国出身者同士の共助の機能を果たしています。また特に災害などの非常時には、当協会との情報共有の拠点として機能することが期待されるため、常に連絡先等を把握しておく必要があると考えています。

コミュニティの中には、メンバー同士の交流や情報交換などの共助活動に留まらず、地域社会に向けて自国の文化や言語の積極的な発信を行っているところや、自分たちの出身国の文化や言語（いわゆる「継承語」）を教えることで、複数の文化背景を持つ自らの子どもの健全なアイデンティティ形成を図ろうという活動をしているところもあります。

また、在住経験が長い外国出身県民の中には、日本の文化習慣や日本語を理解し、国際理解講座の講師や通訳者として活躍したり、在住経験が浅い同国出身者への情報提供や相談対応を通じて、異文化適応のメンタルケアの役割を担ったりしている人もいます。

このように、自分が持つ文化や言語を活かし地域に何らかの貢献ができる、あるいは貢献をしたいと考えている人は多く見られますが、地域社会において活躍している外国出身県民はまだ一部に留まっており、そのような人材の把握と活動の場の提供をさらに推進する必要があります。

2 県民の国際交流・国際理解

多くの県民は、外国出身県民との個人的な相互理解、交流の機会が多くあるとは認識しておらず、そのような機会が増えることを望んでいます。また、一部の県民は、生活者であり隣人である外国出身県民に対し、日常的な交流やコミュニケーションが少ないことにより生じる漠然とした不安やトラブルの増加への懸念等を抱いています。さらに、外国出身県民との交流において、自分がその国の言語を話せない、共通言語としての英語を話せない等の理由で、外国出身者とはコミュニケーションがあまりとれないだろうと考えています。

行政機関等については、難解な日本語を無意識に使うことが多く見受けられ、外国出身県民にとって大きな壁になっています。日本語を一文に一情報とする、二重否定をしない、あいまいな表現をしないなどのルールに従ったわかりやすい日本語を使う効果を周知し、相手に合わせて表現を変える意識やそのスキルを普及する必要があります。

技能実習生、留学生等の外国出身県民については、今後、その数が増えると予想

する人が多く、地域の青少年に良い刺激を与えると考える人がいる一方で、生活する地域でのトラブルが増加するのではないかという不安を持っている人もいます。

また、観光や視察等による一時的な外国人の来県についても、県民の多くは2020年東京オリンピック・パラリンピックの影響等により今後増加すると予想しており、それにより地域が活性化することを望む一方で、受入れ体制は十分でないと感じています。

東日本大震災以降これまで、多くの児童生徒等が様々な団体が主催する招聘事業等により外国での滞在を経験しました。しかしこの貴重な経験は、一部の個人のものとして留まっている場合も多くあるものと考えられることから、これらの経験を県内の他の青少年の国際交流・国際理解につなげる仕組みを構築していくことが必要です。また、今後招聘等は減少すると予想されますが、グローバル社会で活躍する人材の育成は、震災を踏まえさらにその必要性が増していることから、若い世代の異文化への興味関心を継続的に喚起するとともに、適応能力の醸成に引き続き取り組むことが必要です。

県内の市町村国際交流協会は、平成14年度には40ありましたが、市町村合併や国際姉妹都市交流が低調になった等の理由により、平成27年末現在で24に減少しています。これらの市町村国際交流協会には、自治体職員が兼務しているところが多く、人事異動等により情報やノウハウの蓄積が難しい場合もあるようです。

また、それぞれの地域での外国出身者への情報提供や相談窓口のあり方、国際交流・国際理解の進め方などに関して課題を抱えているところもあり、必要に応じた支援が必要です。

日本語教室や国際交流を目的とした各種団体は、当協会では把握しているのを見ると、数的には横ばい傾向にあり、平成27年末現在102あります。これらの中には、活動内容に対する地域社会への広報不足や、活動スタッフの高齢化などを課題と認識している団体も多く、活動の継続や発展のため必要に応じて支援することが必要です。

3 東日本大震災からの復興

東日本大震災及び原発事故の後、原発災害や震災復興に関する視察や国際会議の数が増加しました。震災後5年を経て、今後はこうした動きは沈静化し、回数等は漸減するものと思われませんが、廃炉やロボット技術等に関する国際的な研究機関の

立地により新たに外国人研究者が定住するほか、視察に訪れる外国人の増加が見込まれます。

こうした外国人に対し、視察先のコーディネートや視察プログラムの開発等により、福島の実況を正確に知ってもらう取組をする必要があります。

また当協会では、本県における日常生活の実況や、福島県が発表している放射能測定値、放射線一般に関する情報等について多言語で発信を行ってききましたが、海外における本県への風評は未だ根強いものがあり、外国人観光客の入込の低迷、農林水産物の輸入規制、福島空港の海外定期便の運休等の実況が続いています。今後も、海外に向けて福島の実況を正確に理解してもらうための取組を継続して行っていく必要があります。

4 当協会の経営実況

当協会は、設立時に県、市町村及び企業から寄せられた基本財産及び特定資産の運用益、賛助会費、寄附金等に加え、県補助金や民間助成金を活用して事業を実施しています。しかし、超低金利により、果実を基本とする従来型の運用では資金の確保が困難な実況になっています。

経費のうち管理費については、事務費（物件費）の縮減など経費の節減に努めてきた結果、現在では必要最小限の額となっていますが、今後の人件費の増加は避けられません。また、ニーズの多様化に合わせて事業費が増大することも予想されるため、外部資金等の多様な財源の確保に努める必要があります。

なお、外部資金等のうち賛助会費と寄附金については、受入額が低いレベルに留まっていることから、これらの貴重な財源をさらに安定的に確保するため、当協会が果たす役割や実施する事業の内容及び成果についての広報に努め、広く理解を求める必要があります。

平成27年末現在、常勤の専務理事及び県から派遣された事務局長のほか、正規職員2名、専門性の高い業務を担当する嘱託員4名、国際交流員1名の計9名の職員で業務を行っています。これまでも、職員の人材育成、専門性の向上等に常々努めていますが、課題やニーズの多様化等を受け、様々な団体が主催する研修等を活用するなどの方法により、今後も各職員のさらなる資質の向上に継続して努めることが必要です。

V 運営方針

現状と課題を踏まえ、次の5点を運営の基本方針とし、事業を実施していくもの
とします。

基本方針1 多文化共生による地域づくりを推進します。

互いの文化の違い等を理解し対等な関係で尊重し合い、共に生きる地域社会の
実現を目指します。

外国出身県民を含めた県民誰もが住みやすいと感じ、その能力を生かして地域
社会の一員として活躍できる環境を整備します。

基本方針2 多様な主体とともに国際交流・国際協力活動を推進しま す。

県、市町村、公益法人、NPO等様々な主体と密に情報共有を行い、ネットワ
ークを構築します。

さらに、各主体と連携・協働して、様々な国際交流・国際協力活動を効果的に
行います。

基本方針3 グローバル社会で活躍できる人材を育成します。

次世代を担う若い世代や人材育成を行う指導者等を対象に、幅広い知識や能力
を習得する機会を提供し、グローバル社会で活躍する国際性豊かな人材を育成し
ます。

基本方針4 海外での風評の払拭に向けて、福島現状を正確に伝え ます。

特に海外で根強い風評を払拭するため、あらゆる機会をとらえて正確な情報を
継続して発信するとともに、海外からの視察等を積極的に受け入れます。

基本方針 5 財源の確保に努め、健全な運営基盤の確立を図ります。

当協会の運営の基本となる財源の確保、効率的な予算執行及び業務運営の不断の見直し、職員の資質の向上等に努めます。

VI 事業計画

5つの基本方針に基づき、以下の事業を実施します。

基本方針 1 多文化共生による地域づくりを推進します。

1 異文化理解及び国際交流の機会を提供する事業

地域で生活を共にする多様な文化背景を持った県民が、お互いの文化背景を尊重し互いに偏見を持たずに接する意識をさらに醸成するため、異文化理解に関する講座やセミナー等を実施します。

また、様々な機会をとらえて、県民が外国出身県民と気軽に交流できる機会を創出するとともに、他団体が主催する交流事業の情報を発信する等により、県民が参加しやすい国際交流の機会を提供します。

2 多言語による対応を推進する事業

言葉や文化習慣の違いから生ずる不便をできるだけ解消するため、外国出身県民からの相談に対し多言語で対応します。また、様々な生活情報の多言語化を図り、印刷物やインターネットを通じて発信します。

さらに、外国出身県民も地域に暮らす住民の一人として不便を感じずに行政サービス等を受けられるよう、県内の行政機関等に対し、様々な機会をとらえて多言語対応の必要性や重要性についての認識を持つよう働きかけます。

3 日本語によるコミュニケーションを支援する事業

日本語教室が未開設の市町村の関係組織に対し、新規開設に向けた支援を行うとともに、研修会の開催等により日本語ボランティアの資質向上を図り、日本語

を学びたいと考えている外国出身県民の日本語学習の機会を拡充します。

また、外国出身県民に対する日本語による情報提供と県民とのコミュニケーションの円滑化を推進するため、相手に合わせてわかりやすい日本語を使うことの有用性を周知し、様々な機会をとらえてわかりやすい日本語を使おうとする意識の啓発とそのスキルの普及を行います。

4 多文化共生による地域づくりを担う人材を育成・活用する事業

ボランティア精神に基づき、通訳・翻訳、ホストファミリー、外国の子ども支援、国際理解講座の講師などの様々な活動を通じて、本県の多文化共生による地域づくりを県民レベルで担うサポーター制度（「多文化共生・国際交流人材バンク登録制度」及び「多文化共生・国際交流ボランティア登録制度」）を創設し、その登録者を拡充するとともに、サポーター登録者に対し、活動のスキルを向上させる機会を定期的に提供します。

また、積極的な広報等によりサポーター制度の周知を図り、サポーター登録者の能力のさらなる活用を目指します。

特に外国出身県民については、積極的に人材の把握に努め、サポーターへの登録を促すとともに、関係機関に活用例を発信する等により、活動の場を積極的に確保します。

5 外国出身の子どもの学校生活への早期適応を支援する事業

来日して間もない外国出身の子どもが学校生活に早期になじめるよう、子どもの母語を話せるサポーターや日本語指導ができるサポーターを学校等に派遣又は市町村に紹介します。

また、外国出身の子どもの支援に関わる市町村教育委員会、各学校、市町村国際交流協会等の関係団体で構成する組織を引き続き運営し、事例研究、情報共有等を行います。

さらに、当協会内に設置している「ふくしま外国の子どもサポートセンター」を引き続き運営し、外国出身の子どもに関する相談や日本語指導のための教材の照会等に対応します。

6 外国出身県民の災害対応を支援する事業

災害時の外国出身県民の安全・安心を確保するため、防災情報及びその関連

情報等を多言語化し発信するとともに、災害時に外国出身県民等を支援するボランティアの登録制度を創設し、その登録者を拡充します。

また、外国出身県民の防災意識を向上させるため、関係機関と協力し災害対応訓練等への参加を促すとともに、外国出身県民に対し地域との関係づくりが重要であることを啓発します。

7 外国出身者コミュニティの活動を支援する事業

外国出身者コミュニティと協働で講習会開催等の事業を実施することにより、コミュニティの活動の充実に協力するとともに、当協会とのネットワークを構築し活動内容やメンバー等の最新の状況を常に把握します。

また、県内各地に潜在するコミュニティの把握に努めるとともに、新たにコミュニティを作ろうとする動きを支援します。

さらに、こうしたコミュニティが行う様々な活動を支援し、所属する人材を積極的に活用します。

基本方針 2 多様な主体*とともに国際交流・国際協力活動を推進します。

※ 県及び市町村、公益法人、NPO法人等非営利団体を指す。また、営利団体が行う社会貢献活動等を含む。

1 多様な主体が行う国際交流・国際協力活動を支援する事業

非営利団体が行う国際交流・国際協力活動の実施に要する費用の一部を助成します。

また、多様な主体からの国際交流事業等に関する相談に対応し、求めに応じて当協会が蓄積する人的資源の情報の紹介、把握している様々なリソースやノウハウ等の活動に役立つ情報を提供します。

さらに、多様な主体の活動等に関する情報を積極的に収集し、各種広報等により広く県民に提供することによってその活動を支援します。

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い増加が予想されるインバウンドに対応する関係団体に対し、当協会が把握する人的資源の情報やノウハウ等を提供します。

2 多様な主体との多角的なネットワークを構築する事業

県内外の国際交流・国際協力活動を行う団体等との情報共有を密に行うとともに、これらの団体等が行う事業への協力や訪問による情報収集等により、ネットワークを構築します。

また、市町村国際交流協会、日本語教室等を対象とした定期的な会議を開催し、それぞれの団体間での情報共有を支援するとともに、当協会とのネットワークの構築を行います。

3 多様な主体と協働して行う事業

多様な主体と互いの人的資源やノウハウ等を共有しながら、協働で事業を実施することにより、より効果的な国際交流・国際協力活動を行います。

基本方針3 グローバル社会で活躍できる人材を育成します。

1 次世代を担う人材を育成する事業

ますますグローバル化が進行する社会において、若い世代が世界の人々と対等な立場で良好な関係が築けるよう、世界規模の課題、様々な価値観を持つ人々とのコミュニケーション、異文化適応等について学ぶ機会を提供します。

また、招聘事業等により海外研修を経験した若い世代のグローバル意識をさらに醸成するため、様々な国際交流活動に参加する機会の設定等を行うとともに、その海外経験を広く地域社会に還元できるよう支援します。

さらに、若い世代が海外を経験し研修する機会を得ることができるようその費用の一部を助成します。

2 県内のグローバル化を先導する人材を育成する事業

県内各地で国際理解教育に関わっている県民を対象に、様々な教育手法や教材等に関する研修会を開催し、若い世代をグローバルな人材に育成する指導者を養成します。

基本方針 4 海外での風評の払拭に向けて、福島現状を正確に伝えます。

1 海外での風評払拭に向けて本県の現状を多言語で発信する事業

海外で根強い風評を払拭するため、ホームページやフェイスブックなど多様な手段により、本県の復興の様子や現状に関する正確な情報を多言語により継続して発信します。

2 海外からの視察に対応する事業

公益法人、NPO法人など非営利団体が主催する海外からの視察研修において、視察先のコーディネート等を行い支援します。

また、本県の現状を視察する場合のモデルコース等を提案し、非営利団体が海外からの視察研修を実施するよう働きかけます。

さらに、視察に際しては、復興の進捗状況等を見学するだけでなく、海外の人々が県民の思いを理解し共感できるよう、県民と直接対話する機会等を提供します。

Ⅶ 経営計画

財源の確保に努め、健全な運営基盤の確立を図ります。

1 財源

本協会の運営の基本となる財源を確保するため、基本財産や特定資産については、定期預金への預入れや国債、政府保証債等の購入などにより安全かつ確実な運用を行うとともに、必要に応じた特定資産の取り崩しなど内部資金の活用を適宜行います。

また、民間団体による助成事業や、国、県等行政機関からの補助事業、業務受託等の外部資金を積極的に活用します。

さらに、当協会の使命や事業内容等について、わかりやすく広報する等の方法により県民の理解を得ることに努め、賛助会費や寄附金のさらなる獲得を目指

します。

事業経費については、事業計画の段階から業務の効率化に配慮し、最少の予算で最大の効果が得られるよう努めます。

また、他団体等との事業の協働実施に積極的に取り組むことにより、業務及び経費の効率化を図ります。

さらに、事業実施に当たり、受益者負担に基づく適正な参加者負担金の徴収を検討します。

2 人員体制

正規職員、嘱託員、臨時職員のそれぞれに応じた職務分担を整備するとともに、相互に連絡報告する風通しのよい組織体制を確立します。

また、職員による内部研修を実施するとともに、他団体が主催する研修会への積極的な派遣を行い、当協会の業務を遂行する上で必要不可欠な専門性や総合的な課題意識を持った職員を育成します。

各事業の実施の際には、P D C Aサイクル[※]による事業の見直しを定期的に行い、業務量の適正化を図るとともに、業務量を勘案した柔軟な人員配置を行います。

※ P D C Aサイクル（plan-do-check-act cycle）は、事業活動における管理業務を円滑に進めるための、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことにより業務を継続的に改善する手法

VII 数値目標

1 外国出身のサポーターの延べ活動人数

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
延べ活動人数	60	75	90	105	120

2 多様な主体からの国際交流・協力活動に関わる相談件数

(単位：件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談件数	200	225	250	275	300

3 県内のグローバル化を先導する人材の累積育成数

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
累積育成数	30	60	90	120	150

4 風評払拭に向けた多言語による情報発信回数

(単位：回)

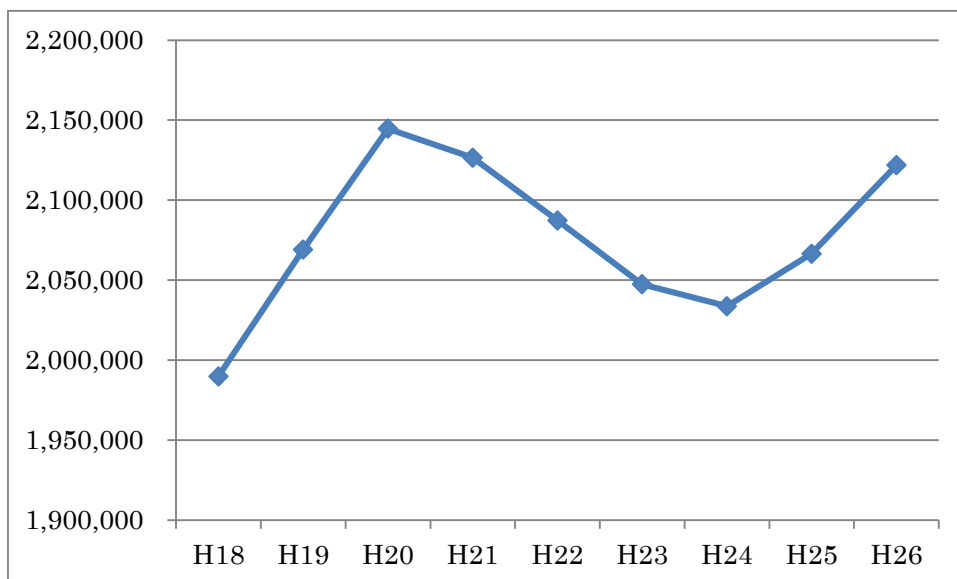
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
情報発信回数	600	600	600	600	600

Ⅷ 収支計画

(単位：万円)

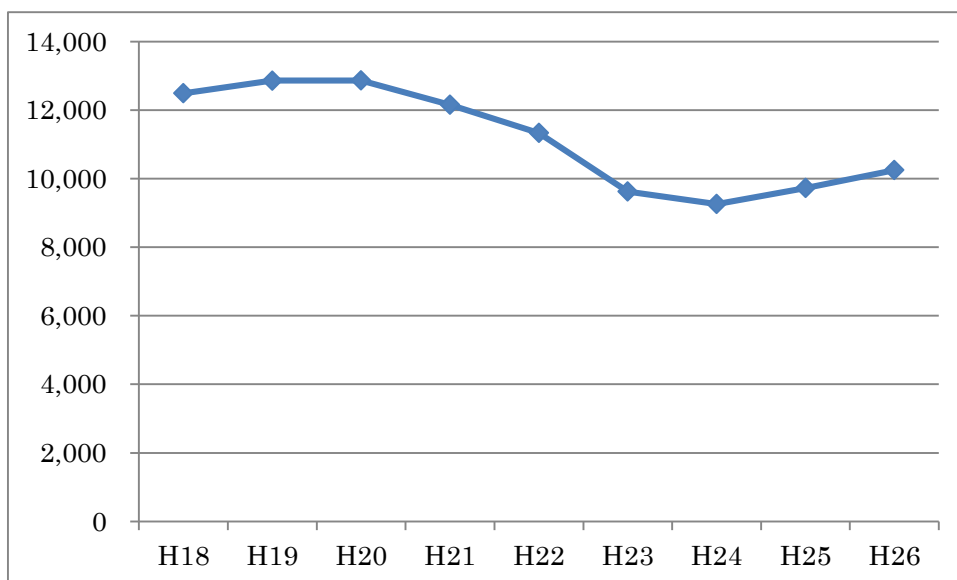
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
運用収入	1,195	1,195	1,194	1,194	1,194
事業収入等	333	356	379	402	425
県補助金等	2,292	2,292	2,292	2,292	2,292
外部資金	407	200	200	200	200
収入合計(A)	4,227	4,043	4,065	4,088	4,111
事業費	4,062	3,800	3,800	3,800	3,800
管理費	799	814	829	844	859
支出合計(B)	4,861	4,614	4,629	4,644	4,659
収支(A-B)	△ 634	△ 571	△ 564	△ 556	△ 548
特定資産取崩	350	350	350	350	350

別表1 (全国の外国人登録者数の推移)



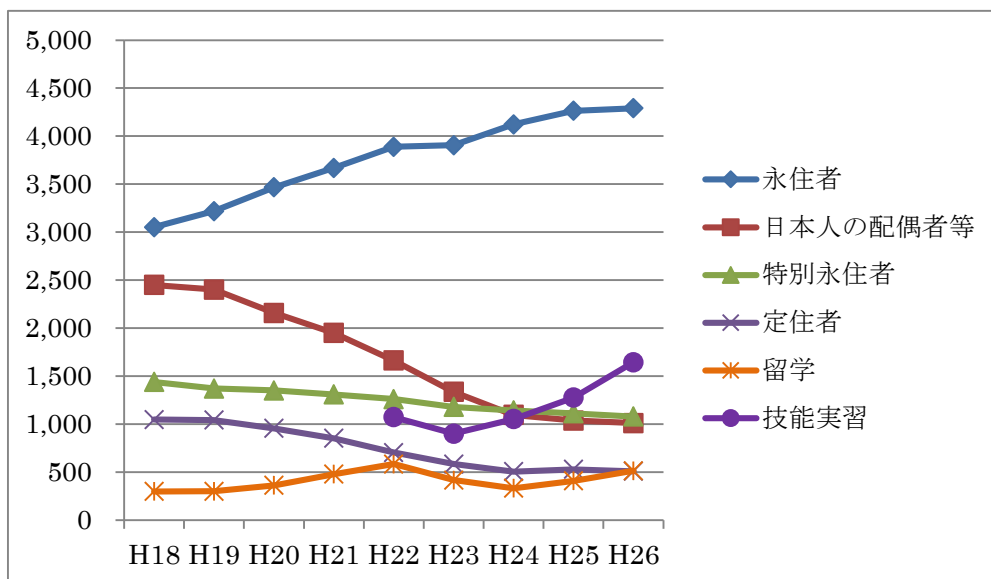
法務省「在留外国人統計」より

別表2 (福島県の外国人登録者数の推移)



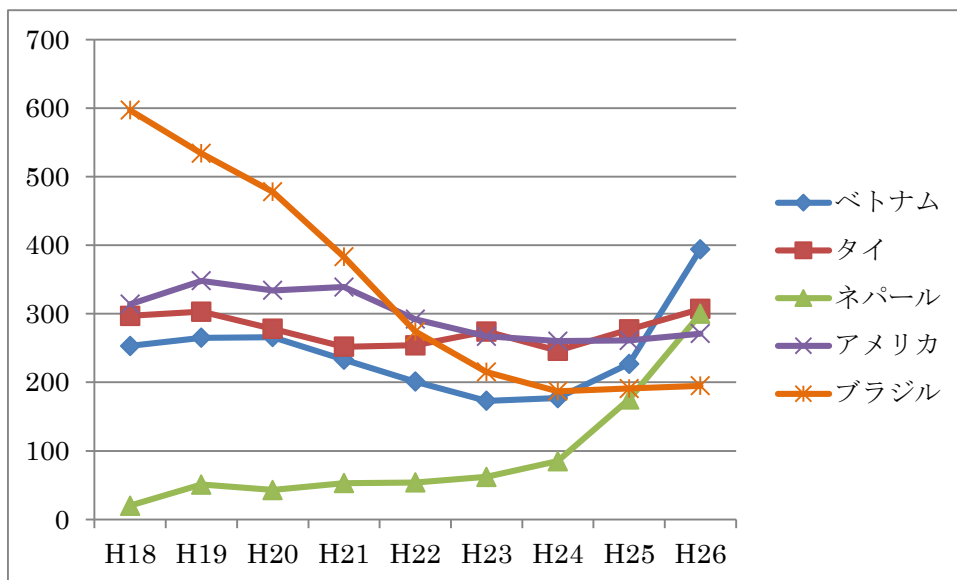
法務省「在留外国人統計」より

別表3 (福島県の在留資格別外国人数の推移)



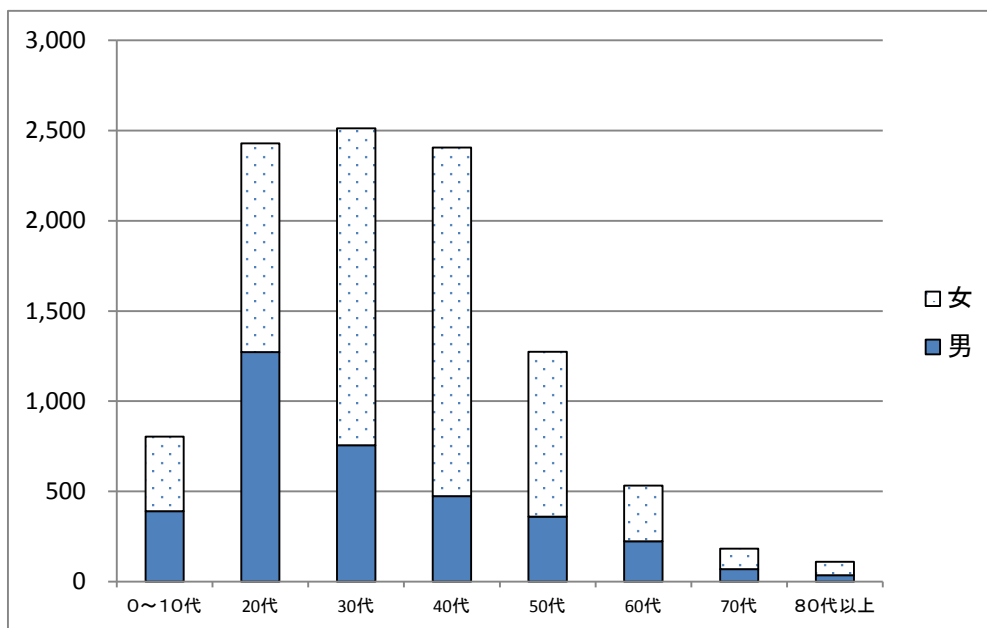
法務省「在留外国人統計」より

別表4 (福島県の在留外国人の国籍別推移 (ベトナム、タイ、ネパール、アメリカ、ブラジル))



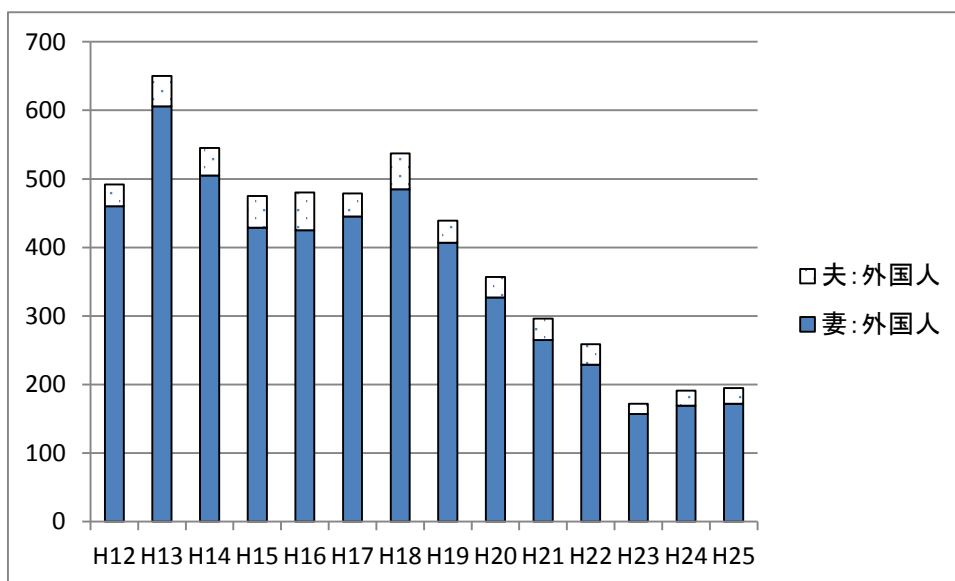
法務省「在留外国人統計」より

別表5 (福島県の外国人登録者の年齢別・男女別構成)



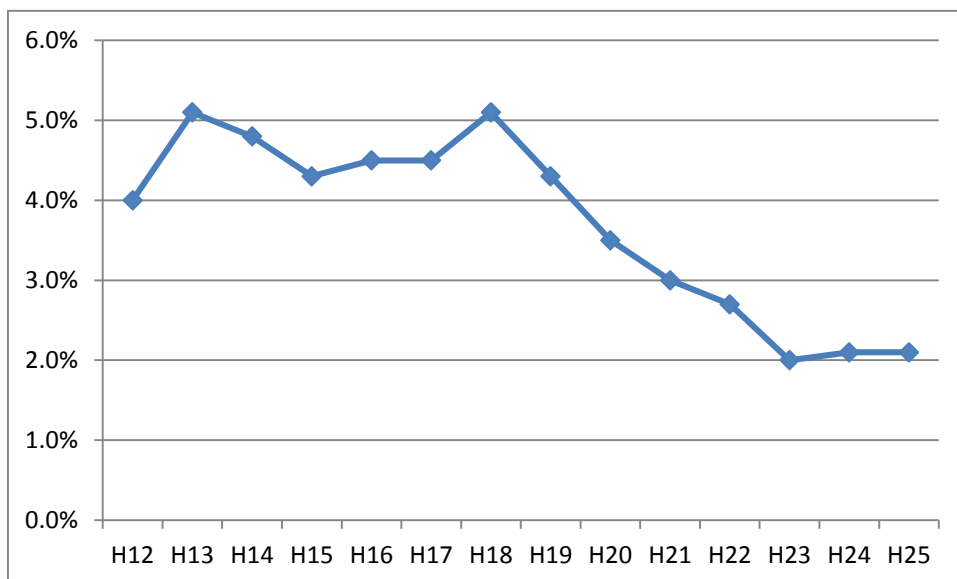
法務省「在留外国人統計（平成26年12月末）」より

別表6-1 (福島県の国際結婚数の推移)



福島県生活環境部国際課「福島県の国際化の現状」より

別表6-2 (福島県の婚姻総数に占める国際結婚の割合の推移)



福島県生活環境部国際課「福島県の国際化の現状」より